

改正派遣法に基づくマージン率等の情報公開（2023 年度）

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、当社の労働者派遣事業の状況に関する情報をご提供しております。

記

1) 対象期間

2023 年 5 月 1 日～2024 年 4 月 30 日

2) 派遣先事業所の数

2 事業所

3) 派遣労働者の数

7 名

4) マージン率 ※注 1

41.7%

5) 派遣料金の平均額（1 日（8 時間当たり）の額）

39,912 円

6) 派遣労働者の賃金平均額（1 日（8 時間当たり）の額）

23,273 円

7) 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否か等

- ・締結している
 - ・当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲
(派遣先でコンピュータ関連の業務に従事する従業員)
- ・当該労使協定の有効期間の終期（令和 7 年 3 月 31 日）

8) 教育訓練に関する事項

コンピュータ保守教育、情報セキュリティ及び個人情報保護教育、安全衛生教育、マナー等（各々の具体的な実施の有無やその内容は年度によって異なります）

※注 1…マージン率に含まれる事業運営に必要な費用等について

派遣請求料金から派遣社員の賃金を除いた金額（＝マージン）を派遣請求料金と比較した割合がマージン率となりますが、マージン部分には派遣事業の運営に必要な以下の費用が含まれています。

- ①社会保険料／派遣労働者の健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険にかかる会社負担部分の費用
- ②その他直接費用／派遣労働者の有給休暇に対する給料、定期健康診断費用、教育訓練費用等
- ③事業運営費用／派遣事業の運営に携わる従業員の人件費やオフィス関係諸費用等

以上